

松川町定例農業委員会議事録 第3回（6月）

1 開催日時 令和5年6月22日（木） 17：05～18：00

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 17人

会長	1番 松下 敏章		
会長代理	17番 北沢 ひろみ		
委員	2番 大場 健彦	3番 米山 広敏	4番 大澤 政弘
	5番 佐々木 孝子	6番 牛久保 守	7番 米山 孝広
	8番 齊藤 和勇	9番 古谷 はるみ	10番 大島 理可
	11番 下澤 隆治	12番 竹村 浩子	14番 池田 肇
16番 松下 守			

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 学 係長 佐々木 静香 主査 北原 侑佳

6 会議の概要

(1) 開会 一佐々木係長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下（敏）会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 13番 大場委員 15番 赤羽目委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 292 m² 畑 所有権移転

○赤羽目委員説明

以前より相対契約を結んで譲渡人が耕作していたが、今回所有権移転を伴った申請に至りました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 301 m² 畑 所有権移転

○齊藤委員説明

譲受人の自宅の隣地にある農地を買い受ける形になります。下限面積が撤廃になった事を受けての所有権を伴った申請となります。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番の説明をお願いします。

○事務局説明

3番 上片桐 1筆 342 m² 畑 所有権移転

○竹村委員説明

譲受人と譲渡し人は兄弟関係となります。申請地は、譲受人の自宅の隣地になります。周囲の同意も得られており、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて4番の説明をお願いします。

○事務局説明

4番 生田 3筆 計 1,048.03 m² 【田：992 m²、畑：56,03 m²】 所有权移転

○米山（孝）委員説明

譲渡人は、譲受人の近隣住人であったが高齢で施設に入所してしまい、農地の管理が出来なくなってしまった。譲渡人が農地を引き継いで管理（耕作）していく予定である。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めるます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 1筆 2,416 m² の内 186 m² 畑 観光用駐車場

○北沢委員説明

申請者は、現在農園を営んでいるが、現状観光用のバスが入れる駐車場がない。これから観光に力を入れたい希望があり、農地の一部を観光用駐車場スペースとしたいとのことです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。つづいて2番の説明をお願いします。

○事務局説明

2番 生田 1筆 209 m² の内 20 m² 畑 農業用倉庫

5月の定例会時に転用の届け出がありました隣の農地です。建設を進めようとしたところ、今回の申請地に若干建物がかかるとの事であります。

○米山（孝）委員説明

申請の経緯については、事務局説明の通りです。現地確認もしましたが、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらも届出案件になりますので議決はありません。議案第2号は以上でござい

ます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 322 m² 当初計画：資材置場→計画変更後：住宅

○会長

議案第3号は以上です。議案第4号の1番と関連していますので、続いて事務局説明をお願いします。

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 322 m² 畑 所有権移転

○牛久保委員説明

当初計画者は、会社を経営しており、資材置場として許可を得ていたが、手狭となり別の場所に移転したため、現在申請地は空き地となっている。承継者は、現在の住居地の近くに住宅を建設する計画を立てていたところ、今回の申請地が見つかった。周囲の同意も得られており、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番の説明をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 497 m² 畑 所有権移転

○赤羽目委員説明

現在、県外に住んでいるが、実家が町内にある為、定年後の住居として住宅を建設したいとの事です。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（5件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第5号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等はありますか。

【意見・提案なし】

②事務局からの協議事項

・農業委員会長及び事務局長合同会議資料（抜粋）について

・ふれあいガーデン作業日程決め 【7月7日（金）午後4時～】決定

6) 営農支援センターから

・3ヶ月予報等（欠席の為、資料提供のみ）

(7) 閉会　　—佐々木係長　閉会—

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

13番 _____ 印

15番 _____ 印